



## 製薬放射線コンファレンス会費納入細則

(目的)

第1条 本細則は製薬放射線コンファレンス(PRC)会則(以下、「会則」という)第11条第2項に規定する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本細則の適用範囲は会則に定めるもののほか、会員の会費額並びにその納入などの必要事項について適用する。

(会費)

第3条 会則第4条に定める会員の種別による年会費は次のとおりとする。

- |       |    |               |
|-------|----|---------------|
| ①個人会員 | 年額 | 1,000 円       |
| ②法人会員 | 年額 | 10,000 円 (一口) |
| ③賛助会員 | 年額 | 10,000 円 (一口) |
| ④名誉会員 | なし |               |

(請求及び納入)

第4条 事務局は、事業年度期首に更新された会員名簿を基に、年度開始より3月間以内に、会員へ年会費の請求書を発行する。なお、発行までに名簿の登録内容が変更された場合は、その内容にしたがう。

2. 会員は納入期限までに所定の方法によりそれぞれの金額を納入する。
3. 会費が当該年度内に納入されないときは、会則第4条の2に規定する資格を停止する。
4. 年度途中において会員となった者については、会計より随時発行される請求書に基づき会費を納入する。

(規定されていない事項)

第5条 この細則に定めのない事項については、世話人会において協議し、決裁を経て世話人代表により指示するものとする。

第6条 改廃

本細則の改廃は定期世話人会での承認により行う。



附則

本細則は、平成11年8月制定し、施行する。

附則

本細則は、平成15年11月12日をもって一部を改定し、平成16年4月1日施行する。

附則

本細則は、平成21年10月2日をもって一部を改定し、同日施行する。

平成11年 8月	制定
平成15年11月12日	改定
平成21年10月 2日	改定